

交通安全かわら版

令和5年11月
茨城県警察本部交通総務課
NO. 48

～ 年末の交通事故防止県民運動の実施 ～

年末の交通事故防止県民運動

期 間 令和5年12月1日(金)～12月15日(金)

スローガン 暗い道 あなたを守る 反射材

運動の重点

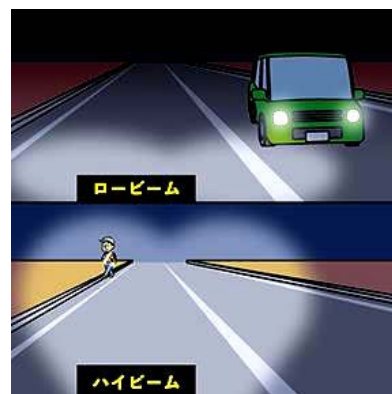


(1) 子供と高齢者の交通事故防止(特に横断歩行者の保護)

横断歩道は歩行者優先、歩行者がいたら止まりましょう。

歩行者の側を通るときは安全な間隔を取り、スピードを落とすなど思いやりのある運転を心がけましょう。

歩行者も交通ルールを守りましょう。



(2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

夕暮れ時は早めにヘッドライトを点灯し、夜間に対向車や先行車がないときは、ハイビームを上手に活用しましょう。

歩行者は反射材を身につけましょう。

(3) 飲酒運転の根絶

飲酒運転は、極めて悪質・危険な犯罪です。

飲酒運転をした場合、ドライバーだけではなく、車両の提供者、酒類の提供者、同乗者に対しても、厳しい罰則が適用されます。

生活破綻や家庭崩壊にもつながる「飲酒運転」は、絶対にやめましょう。



12月は年間で交通事故が最も多い月です。また忘年会など飲酒の機会が増えることで、飲酒運転による交通事故も多発します。

年末に向けて、県民の皆さん一人ひとりが、交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことが、交通事故の防止につながります。

交通事故を1件でも減らすために、ご協力をお願いします。